令和4年度 防犯カメラ設置補助金の手引き



越前市

防犯カメラ設置補助金とは?

この補助金は、自治振興会が防犯カメラを設置する事業に対し、市が補助金を交付することにより、犯罪の起こりにくい安全で安心な地域づくりを推進することを目的とします。

1 事業期間

令和元年度から令和4年度の4年間(予定)

2 補助対象団体

越前市内の各自治振興会となります。

3 補助の内容

(1)補助対象事業

犯罪の抑止を目的とした防犯カメラの設置事業に対して補助します。

- (2) 補助率·補助上限額
 - ①補助率

対象経費の2/3以内

※千円未満切り捨て

②補助上限額

防犯カメラ1台にかかる経費につき10万円まで

※一つの自治振興会が補助金の交付を受けることのできる防犯カメラの台数は、 申請年度以前に当該補助金の交付を受けたものも含め、10台を上限とします。

(3) 補助対象条件

以下のすべての条件を満たさなければなりません。

- ①補助金の交付決定日以前に事業に着手していないこと
- ②各年度末までに事業が完了し、自治振興会の当該年度の予算にて支払を終えることができる事業であること
- ③防犯カメラの設置及び維持管理について、設置地域の住民に対しその内容の周知 及び説明を行い、総会等で同意が得られていること
- ④撮影範囲は公道等であり、かつ、通学路、子どもの遊び場、子どもへの声かけ事案 又は街頭犯罪の発生場所、既存カメラの位置等を考慮したものであること。
- ⑤前号に関し、警察と十分に事前協議していること
- ⑥表示板等を設置すること
- ⑦要領を定めること
- ⑧市内に主たる営業所又は従たる営業所を有する業者による工事であること
- ⑨国又は地方公共団体が交付する他の補助金等の交付を受けたことがないものであること

(4) 補助対象経費

防犯カメラ及び表示板等の、購入・設置に係る経費に対して補助します。

- (5) 補助対象外経費
 - ①モニターの購入及び設置に係る経費
 - ②防犯カメラの設置に係る既存設備の撤去または移設に要する経費
 - ③防犯カメラの設置に係る土地や建物等の使用、取得、補償等に要する経費
 - ④防犯カメラ等の維持管理に要する経費(電気料、電柱添架料、修繕料、リース料等)
- (6) その他

防犯カメラの設置した場所については、安全マップに必ず記載してください。また、 その他様々な方法により、地域に周知し、地域の防犯力向上を図ってください。

4 申請の前に

- ①防犯カメラの設置場所が県道の場合、丹南土木事務所へ事前にご相談ください。
- ②電柱に防犯カメラを添架する場合には、道路使用許可申請・道路占用許可・電柱添 架申込が必要となります。
- 5 申請の流れ
 - ① 交付申請書の提出(自治振興会)



詳細は、「6 申請について」をご確認ください。

② 補助金交付決定または不交付決定通知(市)

提出書類の確認後、通知します。



③ 設置工事(自治振興会)



④ 実績報告書の提出(自治振興会)



⑤ 補助金確定通知(市)



必ず交付決定後に着手してください。

詳細は、「7 実績報告について」をご確認ください。

実績報告書の確認後、通知します。

⑥ 請求書提出(自治振興会)



⑦ 補助金支払(市)

6 申請について

- (1) 申請受付期間 令和4年8月31日まで
- (2) 手続き

受付期間内に、下記提出書類を提出してください。

指定様式と防犯カメラの設置・運用要領のひな型は、市防災危機管理課に置いてある ほか、越前市ホームページでもダウンロードできます。

提出書類の確認後、市から「交付決定通知書」または「不交付決定通知書」を通知します。

	提出書類	説明
1	越前市防犯カメラ設置事業補助金交	必要事項を記入し、代表者印を押印してご提
	付申請書【指定様式:第1号】	出ください。
2	事業計画書【指定様式:第2号】	必要事項を記入の上、ご提出ください。
3	収支予算書【指定様式:第3号】	購入・設置にかかる収支予算額を記入し、代
		表者印を押印してご提出ください。
4	県の「防犯カメラの設置および運用に	管理体制や画像の取扱いなどについて定め
	当たって配慮すべき事項」に適合した	た防犯カメラの設置・運用要領を、県が作成
	防犯カメラの設置・運用要領【任意様	したひな型を参考に作成し、ご提出くださ
	式・ひな型あり】	٧٠°
5	地域住民の方々の合意が確認できる	地域住民の方々の合意が確認できる会議の
	書類【任意様式】	議事録等をご提出ください。
6	画像に映る家がある場合には、その住	地域住民の方々の合意が確認できる同意書
	民の同意書【任意様式】	をご提出ください。
7	警察と協議したことがわかる資料、写	協議した日時や内容がわかる記録書等をご
	真等【任意様式】	提出ください。
8	防犯カメラ設置に係る費用の見積書	設置費用などが確認できる見積書をご提出
	またはその写し【任意様式】	ください。
9	防犯カメラの仕様書、カタログ等【任	整備する防犯カメラの機種の仕様、性能など
	意様式】	が記載された資料をご提出ください。

⑩ 防犯カメラの設置場所及び撮影範囲	住宅地図などを活用し、設置場所や撮影する
を示した図面【任意様式】	方向、範囲を示した図面をご提出ください。
	既存の防犯カメラ位置も記載してください。
⑪ タウンライトアップ運動実施宣言書	自治振興会で各戸が夜間に門扉や玄関の電
【指定様式】	気を点灯させておく運動に積極的に取り組
	むことを宣言してください。

注意事項

- ・交付申請には、地域の合意形成や、見積書の提出が必要ですので、余裕を持って準備 を進めてください。
- ・交付申請の内容について、申請後に変更がある場合は、防災危機管理課にご相談ください。
- ・設置工事は、必ず交付決定後に着手してください。交付決定前に着手した場合、補助 金交付の対象となりません。
- ・補助事業の実施期間は、市が補助金の交付決定を行った日(交付決定日=補助対象期間の開始日)から<u>当該年度の2月末日</u>までとなります。
- ・事業内容の決定や変更、経費の支出については、稟議等により意思決定の経過を明確 にしてください。また、協議会等を開催して重要な事項を決定する場合は、議事録を作 成してください。
- ・画像記録媒体は、設置目的を達成する範囲内で、最低10日以上保存できるものとし、 ただし、最長1か月間以内にしてください。
- ・その他設置や運用についての注意事項については福井県が発行しているガイドライン「防犯カメラの設置および運用に当たって配慮すべき事項」をご参照ください。
- ・損害賠償責任保険にはなるべく加入をお願いいたします。未加入の場合には、県道上 の電柱に設置する際に必要な道路占用許可が下りません。
- ・警察の要望により SD カードを抜き差しする際の業者等へ支払う手数料等は不要です。(警察が負担します。)

7 実績報告について

(1) 受付期間

事業終了後10日以内を目安とし、<u>当該年度の2月末日まで</u>とします。

(2) 手続き

受付期間内に、下記提出書類を提出してください。

指定様式は、防災危機管理課に置いてあるほか、越前市ホームページでダウンロードできます。

実績報告書の確認後、市から「交付額確定通知書」を通知します。

提出書類	説明
① 越前市防犯カメラ設置事業実績報告書	必要事項を記入し、代表者印を押印してご
【指定様式:第4号】	提出ください。
② 収支決算書【指定様式:第5号】	購入・設置にかかった収支決算書額を記入
	し、代表者印を押印してご提出ください。
③ 防犯カメラの設置箇所及び撮影範囲を	住宅地図などを活用し、設置場所や撮影す
示した図面【任意様式】	る方向、範囲を示した図面をご提出くださ
	V.
④ 支出証拠書類 (領収書等) の写し【任意	設置費用等が確認できる領収書等をご提出
様式】	ください。
⑤ 防犯カメラ設置後の現況写真【任意様	防犯カメラ設置後の状況が分かる写真をご
式】	提出ください。
⑥ 設置した防犯カメラで撮影した画像【任	設置した防犯カメラで撮影した写真をご提
意様式】	出ください。
⑦ 安全マップ※に記載したことがわかる	安全マップ※に記載したことがわかる写真
資料、写真	等をご提出ください。

※安全マップとは「子ども安心県民作戦」の安全マップのことです。

申請受付・問い合わせ窓口

越前市 総務部 防災危機管理課 (100778-22-3081)